

令和3年3月10日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

高齢者施設等における従事者へのPCR検査の実施（第2報）について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
発熱者外来を届け出ている医療機関、施設に訪問診療している医療機関には、保健所や施設からPCR検査依頼がいく可能性があります。
その際にはご協力くださいますよう、お願いいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡正和
(公印省略)

高齢者施設等における従事者へのPCR検査の実施について（第2報）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より新型コロナウイルス感染症の対応について、ご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和3年2月21日付2神医1359号で通知した標記事業については、改めて、県健康医療局医療危機対策本部室と本会で再度調整し、次のとおり見直しをいたしました。

記

○見直しのポイント

- 1 施設から「陽性」の検査結果の連絡を受けた職員は、居住地（又は現にいる場所）を管轄する保健所に報告し、確認検査の相談を行う。
なお、保健所では対応できない場合は、保健所から当該職員（陽性と判明した方）の受診調整に係る相談を医療機関（※）に対して行いますので、その際には、当該職員の診察（確認検査を含む）について、ご協力をお願いいたします。（検査費用等については、行政検査と同様に請求してください。）
※帰国者接触者外来等、発熱診療等医療機関
- 2 施設から、各施設の協力医療機関に対し、本事業で「陽性」となった職員の診察（確認検査を含む）について、対応可能な場合には依頼すること。

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：小沢、岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

公益社団法人神奈川県医師会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
感染症対策担当課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における従事者の PCR 検査において「陽性」が確認された際の対応について (依頼)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本事業については、令和 3 年 2 月 18 日付け医危第 728 号医療危機対策本部室長通知によりご案内しているところですが、貴会からのご意見等を参考に、本事業のスクリーニング検査で陽性になった職員への対応を見直すこととしました。

医療機関の皆さまにご協力いただきたい点は次のとおりとなりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、高齢者施設等に対しては、別添通知により、本県から直接依頼しますので申し添えます。

- 1 施設から「陽性」の検査結果の連絡を受けた職員は、当該職員の居住地（又は現に居る場所）を管轄する保健所に報告及び確認検査の相談を行うこととなっています。

保健所から当該職員の受診調整に係る相談を受けられた医療機関におかれましては、当該職員の診察（確認検査を含む）について、ご協力を賜りますようお願いいたします。

- 2 施設から、各施設の協力医療機関あて、本事業で「陽性」となった職員の診察（確認検査を含む）をお願いさせていただく場合がございます。

協力医療機関において対応可能な場合には、当該職員の診察（確認検査を含む）について、ご協力を賜りますようお願いいたします。

【添付資料】

「陽性判明後の対応手順 (ver. 2)」

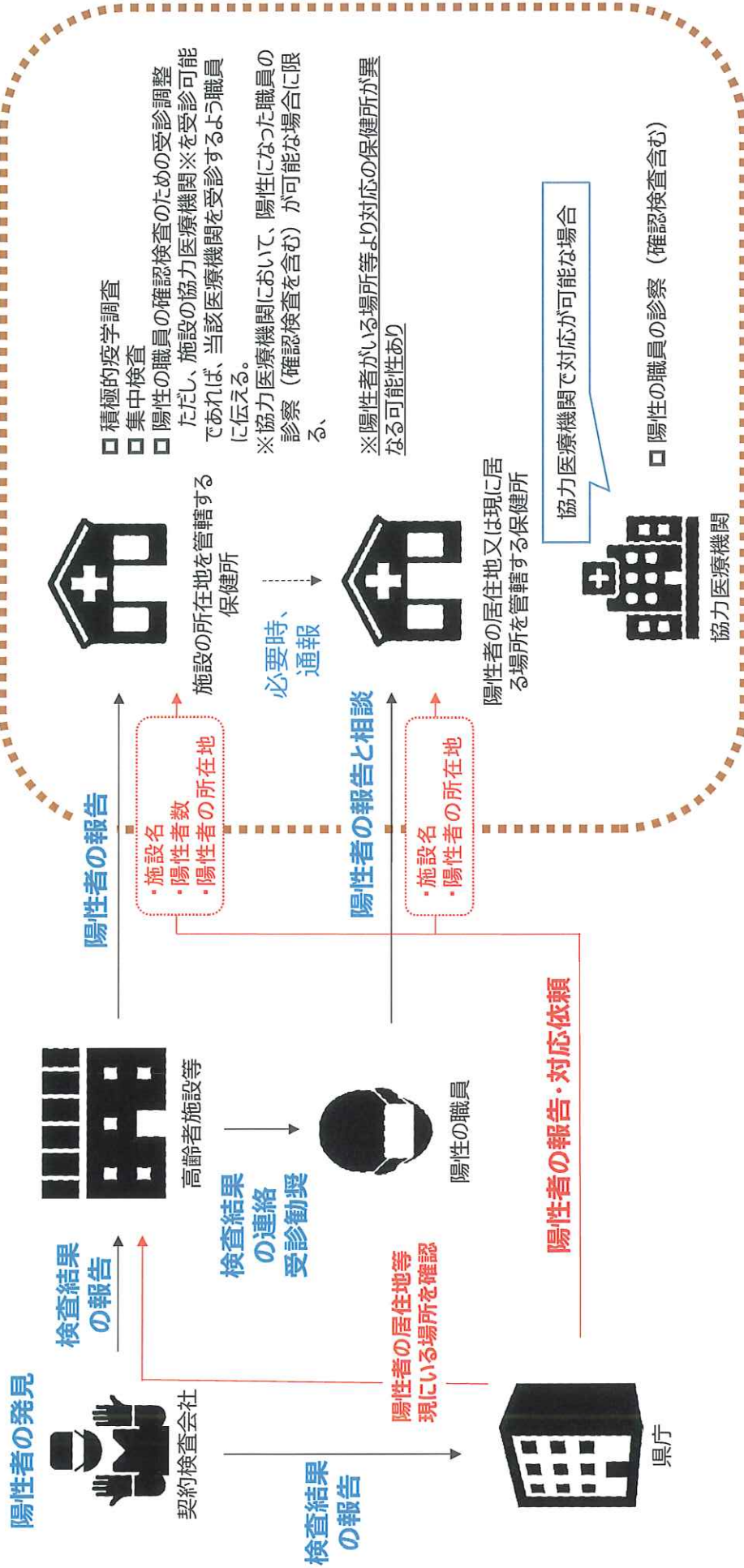
【別添資料】

「高齢者施設等における従事者への PCR 検査の実施について (その 2)」

「障害者支援施設等における従事者への PCR 検査の実施について (その 2)」

問合せ先
感染症対策グループ 新、小野
電話 045-210-4791 (直通)

陽性判明後の対応手順 (ver.2)



令和3年3月 日

各高齢者施設・住まい 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部高齢福祉課長

高齢者施設等における従事者へのPCR検査の実施について（その2）

日頃から本県の高齢福祉施策に各段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。県では、「高齢者施設等における従事者へのPCR検査の実施について（令和3年2月12日付高齢福祉課長通知）」により、高齢者や障がい者が生活する施設の従事者を対象とした「高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業」を実施しているところです。

本事業によるPCR検査により、陽性者が判明した施設等においては、次の点にご留意いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

- 1 施設は、陽性となった職員に検査結果を速やかに伝えるとともに、当該職員の居住地（又は現に居る場所）を管轄する保健所に報告及び確認検査の相談をするよう勧奨してください。ただし、各施設等の協力医療機関で確認検査の対応が可能である場合には、協力医療機関に協力を依頼してください。
- 2 また、施設は施設の所在地を管轄する保健所に連絡し、利用者や職員への行政検査等の必要な指示を仰いでください。
- 3 県からも各保健所に対し、陽性となった職員が発生した旨の報告や対応の依頼を行います。陽性者の居住地（又は現に居る場所）等の情報を確認するため、県の感染症担当部局から各施設あて連絡させていただきます。
- 4 なお、県保健福祉事務所管内に所在する施設は、確認検査の結果、陽性が確定した場合、施設等の情報及び日々の陽性者数等を、別添「施設における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時における対応について（令和3年3月1日付医危第2287号健康医療局医療危機対策本部室長通知）」のとおり、日次報告webフォームに入力してください。県医療危機対策本部室及び保健所と連携を図り、衛生資材の供出や応援職員の派遣等、必要な支援を行います。

本事業によるPCR検査を申し込んでいない施設等においては、現時点でもお申し込みいただけますので（3回目実施分3月6日～3月19日（検査希望日3月22日～3月26日）、本事業の趣旨を御理解いただき、検査についてご検討ください。

なお、県が各施設の検査結果を公表することはありませんので、安心して検査をお申込みください。

詳細については、別添「新型コロナウイルス感染症対策 高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業」をご覧ください。

また、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

（検査に関する問合せ先）

コールセンター 045-285-0716（月～金・祝日を除く 9:00～17:00）

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4851)

保健・居住施設グループ (内線 4856)

令和3年3月 日

障害者支援施設
共同生活援助
障害児入所施設 } 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

障害者支援施設等における従事者へのPCR検査の実施について（その2）

日頃から本県の障がい福祉施策に各段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では、「障害者支援施設等における従事者へのPCR検査の実施について（令和3年2月12日付障害サービス課長通知）」により、高齢者や障がい者が生活する施設の従事者を対象とした「高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業」を実施しているところです。
本事業によるPCR検査により、陽性者が判明した施設等においては、次の点にご留意いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

- 1 施設は陽性となった職員に検査結果を速やかに伝えるとともに、当該職員の居住地（又は現に居る場所）を管轄する保健所に報告及び確認検査の相談をするよう勧奨してください。ただし、各施設等の協力医療機関で確認検査の対応が可能である場合には、協力医療機関に協力を依頼してください。
- 2 また、施設は施設の所在地を管轄する保健所に連絡し、利用者や職員への行政検査等の必要な指示を仰いでください。
- 3 県からも各保健所に対し、陽性となった職員が発生した旨の報告や対応の依頼を行います。陽性者の居住地（又は現に居る場所）等の情報を確認するため、県の感染症担当部局から各施設あて連絡させていただきます。
- 4 なお、県保健福祉事務所管内に所在する施設は、確認検査の結果、陽性が確定した場合、施設等の情報及び日々の陽性者数等を、別添「施設における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時における対応について（令和3年3月1日付医危第2287号健康医療局医療危機対策本部室長通知）」のとおり、日次報告webフォームに入力してください。県医療危機対策本部室及び保健所と連携を図り、衛生資材の供出や応援職員の派遣等、必要な支援を行います。

本事業によるPCR検査を申し込んでいない施設等においては、現時点でもお申し込みいただけますので（3回目実施分3月6日～3月19日（検査希望日3月22日～3月26日）、本事業の趣旨を御理解いただき、検査についてご検討ください。

なお、県が各施設の検査結果を公表することはありませんので、安心して検査をお申込みください。

詳細については、別添「新型コロナウイルス感染症対策 高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業」をご覧ください。

（検査に関する問合せ先）

コールセンター 045-285-0716（月～金・祝日を除く 9:00～17:00）

問合せ先
福祉施設グループ 為田 金澤
電話 045-285-0738



新型コロナウイルス感染症対策 高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業

神奈川県 2021/3/4

1 事業の目的

- 令和3年2月2日付けで、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、「感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、地域の感染状況に応じ定期的を実施するよう求める」旨、明記された。
- また、令和3年2月4日付け厚生労働省事務連絡「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）」により、「特定都道府県並びに特定都道府県の管内の保健所設置市は、感染多発地域における高齢者施設の従事者等の検査の**集中的実施計画**を策定し、厚生労働省に提出するとともに、当該計画に基づく検査を遅くとも3月中までに実施すること」が要請された。
- 上記を踏まえ、本県では、県内の医療提供体制を維持するため、保健所設置市と協議の上、**県内全域**の重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者にPCR検査を実施する計画を策定し、**施設内の感染拡大防止対策を強化**することとした。
- 施設側には検査の申込みとともに、**施設の基本情報**や**感染対策の状況**なども登録いただくことで、**今後の県の取組（陽性者が発生した場合の支援）**にも活かしていく。

2 集中的実施計画の概要

- ・高齢者施設及び障害者施設における従事者、**約108,000人**が対象

施設区分	施設数	職員数	入所者数
高齢者施設	約2,800ヶ所	約90,000人	約150,000人
障害者施設	約840ヶ所	約18,000人	約16,000人
合計	約3,640ヶ所	約108,000人	約166,000人

- ・対象となる施設種別

高齢者施設種別	障害者施設種別
特別養護老人ホーム	障害者支援施設
介護老人保健施設	障害児入所施設
介護医療院、介護療養型医療施設	共同生活援助（グループホーム）
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
有料老人ホーム	
サービス付き高齢者向け住宅	

集中的実施計画期間
R3.2/12～3/31

検査方法
個別検体によるPCR

3 具体的な事業の概要

- ・本事業では、**スクリーニング目的**での、**だ液**採取によるPCR検査を実施。
- ・対象者は利用者と接する職員。常勤・非常勤及び職種は問わず、施設長が感染防止のために必要と判断した者が対象。
- ・PCR検査希望調査webフォームの登録期間（検査申込期間）は、次のとおり。
なお、施設側は**2週間おき1人3回を限度**に定期的に検査を受けることが可能。

- 第1回目検査（検査希望日：令和3年2月22日（月曜日）から2月26日（金曜日）まで
入力期間：令和3年2月12日（金曜日）から2月19日（金曜日）まで
- 第2回目検査（検査希望日：令和3年3月8日（月曜日）から3月12日（金曜日）まで
入力期間：令和3年2月20日（土曜日）から3月5日（金曜日）まで
- 第3回目検査（検査希望日：令和3年3月22日（月曜日）から3月26日（金曜日）まで
入力期間：令和3年3月6日（土曜日）から3月19日（金曜日）まで

※本事業を**希望されない場合は、申請フォームへの入力及び県への連絡は不要。**

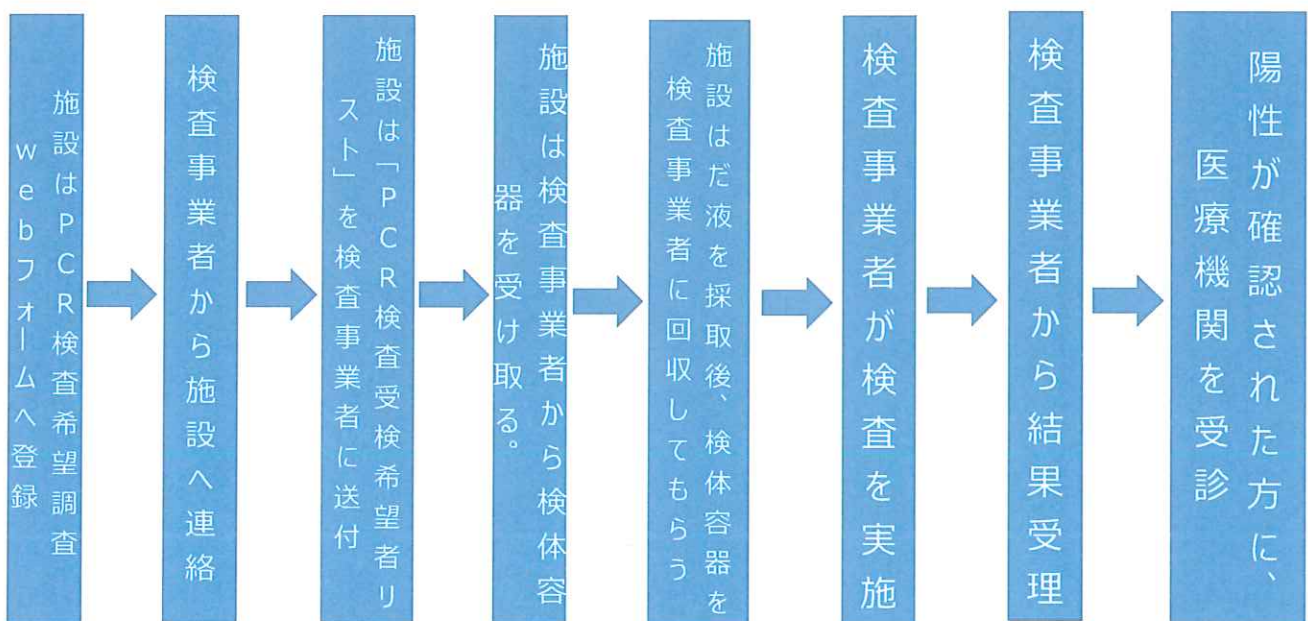
4 事業を通じた施設情報の集約

- 施設側は、検査の申込みと併せて、以下の情報を登録。
 - ✓ サービス提供状況
 - ✓ 協力医療機関の有無
 - ✓ 感染制御の体制の構築の有無
 - ✓ 環境整備
 - ✓ 陽性者発生時の対応
 - ✓ 施設従事者のワクチン優先接種の希望の有無 など



➤ **高齢者施設等でクラスターが発生する前に、県が各施設の情報を把握することで、施設への迅速な支援が可能に！**

5 具体的な事業の流れ（施設側）



7 PCR検査実施までの具体的な手続き

1 PCR検査希望調査webフォームから登録

- ・施設側は「3 具体的な事業の概要」を参照し入力を進める。
- ・検査希望日は、2～3日間の幅を持たせて入力。
- ・登録完了画面と同時に、登録メールアドレスに自動で県から施設あて「登録完了」メールが届く。

2 「PCR検査受検希望者リスト」の作成

- ・施設側は、令和3年2月12日付け県からの通知に添付の「PCR検査受検希望者リスト」(Excel)を作成
- ・検査を受ける方、全員の「氏名・性別・年齢」を記載。

3 検査事業者から施設へ連絡有り

- ・施設と事業者で、PCR検査キットの事前送付、回収日時を調整。
- ・「PCR検査受検希望者リスト」を施設から事業者へ送付。

4 検査事業者から検査結果の報告

7

8-1 検査結果判明後について

(1) 職員全員「陰性」の場合

- ・検体採取時点での結果であるため、採取日以降の感染を否定するものではない。
- ・感染しててもウイルス量が少ないと、検査した日に陽性と判明しない場合がある。

⇒ **施設側には、引き続き施設内外での感染対策の徹底**をお願いする。



こまめな換気



手指衛生の徹底



正しいマスク着用

9

8-2 検査結果判明後について

(2) 「陽性」が確認された場合

- ① 「陽性」が確認された職員は出勤を停止する。
- ② 陽性職員は、保健所に連絡をし、相談する。ただし、協力医療機関が対応可能であれば協力を仰ぐ。

〈保健所に連絡した場合〉

- ・ 施設は、入所者を含めた集団検査等、保健所の指示に従う。
- ・ 施設は、入所者の感染状況について、保健所とともに県へ報告する。

〈協力医療機関が対応可能な場合〉

- ・ 医師の診察の結果、「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合、医療機関の所在する管轄の保健所へ「発生届」を提出していただく。
- ・ 施設は所在地を管轄する保健所へ連絡し、本事業により「陽性者」が確認された旨伝える。

9. 本事業に関するお問合せ先

●本事業のお問合せ先

【コールセンター】

受付時間：月曜日から金曜日（土日祝日を除く）
9時から17時まで

電 話： **045-285-0716**

